

事 業 概 要

平 成 3 0 年 度

川 崎 市 健 康 福 祉 局 保 健 所
動 物 愛 護 セ ン タ ー

目 次

第1章 総説

1 沿革	1
2 根拠法令・関係法令	2
(1)根拠法令	
(2)関係法令	
(3)告示・要綱等	
3 組織構成及び人員	4
(1)組織構成	
(2)職員の配置状況	
(3)業務委託契約	
4 管轄区域	4
5 施設の概要	5
(1)所在地	
(2)敷地面積	
(3)建築構造	
(4)建築面積	
(5)建築延べ面積	
(6)主な施設	
6 建物配置図及び平面図	7
(1)建物配置図	
(2)建物平面図	
7 事業予算及び手数料	9
(1)事業予算	
(2)手数料	

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業	10
(1)動物愛護の普及	
①いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)	
②サマースクール	
③いのちの教育プログラム	
④いのちの教育に係る意見交換会	
⑤施設見学等	
⑥かわさき犬・猫愛護ボランティア	
⑦動物慰霊祭	

⑧動物愛護フェアかわさき 2018	
(2)動物の適正飼養推進	
①犬猫等の適正飼養講座	
②動物に関する苦情	
③動物に関する相談・問い合わせ	
④返還時の飼い主指導	
⑤川崎市動物愛護センターの運営に係る懇談会	
2 動物の収容・保護・管理事業	15
(1)犬の捕獲・収容・返還	
(2)犬猫等の引取り	
(3)負傷動物の保護	
(4)収容動物の飼養管理	
(5)犬猫等の殺処分	
(6)犬猫等の譲渡	
(7)犬の登録と狂犬病予防注射	
(8)マイクロチップの推進	
(9)繁殖制限	
(10)動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業	
(11)咬傷事故への対応	
3 特定動物に係わる事業	23
4 鳥獣保護管理法関係事業	24
(1)鳥獣捕獲許可等事務	
(2)有害動物捕獲支援	
(3)アライグマ防除実施計画	
5 動物由来感染症対策	24
(1)収容動物の検査等	
(2)高病原性鳥インフルエンザ	
資料(わんわんレポート)	25
案内図	31

第1章 総説

1 沿革

川崎市動物愛護センター(以下年表、会議名等を除き「センター」という。)は、昭和48年11月施行の動物愛護を基本理念とした、「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として、昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、それまでの川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、新たに発足しました。

センターは、本市の動物愛護行政において、犬、猫等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で懸念される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

建設から40年余りが経過し、施設の老朽化や狭あい化から、「動物愛護と適正な取扱いに関する普及啓発の拠点施設」として期待される役割を十分に発揮できる状況ではなくなってきたことから、平成27年2月に「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を定め、本計画に基づき、設計等の整備を進め、平成31年2月12日、中原区上平間に移転開所しました。

昭和25年 8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年 5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」(わんわん条例)を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。
昭和49年 4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年 9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和55年 7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」に改称
平成 9年 4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正 「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」に改称
平成12年 4月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成13年 4月	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成14年 5月	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成17年 8月	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
平成18年 6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成20年 4月	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管
平成23年 3月	「動物愛護センター庁内あり方検討員会報告書」のとりまとめ
平成25年 3月	「動物愛護センター懇談会報告書」とりまとめ
平成25年 9月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正

平成26年 3月 「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方」を策定
平成26年 5月 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」一部改正
平成26年10月 「川崎市動物愛護センター整備における基本方針」を策定
平成27年 2月 「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を策定
平成30年 5月 移転後施設の愛称案の公募実施
平成30年10月 愛称が「ANIMAMALL かわさき」に決定
平成30年12月 「川崎市動物愛護センター条例」改正
平成31年 2月 川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき 移転開所

2 根拠法令・関係法令

(1)根拠法令

狂犬病予防法(昭和25年8月26日 法律第247号)
狂犬病予防法施行令(昭和28年8月31日 政令第236号)
狂犬病予防法施行規則(昭和25年9月22日 省令第52号)
川崎市狂犬病予防法施行細則(昭和25年11月1日 規則第33号)
動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日 法律第105号)
動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年4月7日 政令第107号)
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年1月20日 省令第1号)
川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年3月24日 条例第21号)
川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成12年3月31日 規則第45号)
川崎市動物愛護センター条例(昭和49年3月30日 条例第13号)
川崎市動物愛護センター条例施行規則(昭和49年4月1日 規則第40号)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日 法律第114号)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日 法律第88号)

(2)関係法令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年6月18日 法律第83号)
遺失物法(平成18年6月15日 法律第73号)
家畜伝染病予防法(昭和26年5月31日 法律166号)
獣医師法(昭和24年6月1日 法律第186号)
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日 法律第78号)

(3)告示・要綱等

ア 環境省関係

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
展示動物の飼養及び保管に関する基準
犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

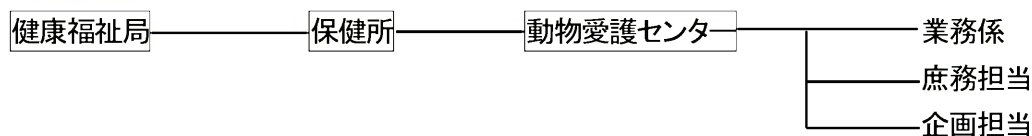
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について
特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目
特定動物の飼養又は保管の方法の細目
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
動物の殺処分方法に関する指針
第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

イ 川崎市関係

犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱
動物愛護管理に関する業務取扱要領
かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱
川崎市動物愛護センター業務支援ボランティア審査要領
成犬飼養管理支援ボランティア実施要領
成猫飼養管理支援ボランティア実施要領
子猫飼養管理支援ボランティア実施要領
譲渡会運営支援ボランティア実施要領
いのち・MIRAI教室等支援ボランティア実施要領
啓発物作成ボランティア実施要領
植栽等清掃支援ボランティア実施要領
川崎市動物の譲渡実施要綱
動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱
電子標識機器(マイクロチップ)による所有者明示措置推進要綱
動物の引取り実施要領
動物の引渡し等に関する実費徴収要綱
動物の返還等に関する実費徴収要綱
川崎市猫の適正飼養ガイドライン
川崎市地域猫活動支援要綱
川崎市地域猫の不妊手術実施要領
川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱
川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱
川崎市動物愛護センター市民活動コーナー設置運営要綱
狂犬病予防及び動物愛護関係事業広告掲載要領
災害時の動物救援活動に関する協定書
動物の診療等に係る技術的支援等に関する協定書
有害動物捕獲支援要綱

3 組織構成及び人員

(1)組織構成



(2)職員の配置状況（平成30年4月1日付け）

	総数	事務	獣医師	用務員	非常勤 嘱託員
総数	18	2	11	1	4
所長	1		1		
業務係	11	0	6	1	4
庶務担当	2	2	0	0	0
企画担当	4	0	4	0	0

(3)業務委託契約

平成28年度から、以下の業務について業務委託を実施しています。

- ア 川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託
- イ 保護収容動物運搬等業務委託
- ウ 有害鳥獣捕獲等業務委託

4 管轄区域



※地図では、移転開所後の位置を示しています。

5 施設の概要(移転開所後)

- (1)所在地 川崎市中原区上平間1700番地8
 (2)敷地面積 2,500.01m²
 (3)建築構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建て
 (4)建築面積 895.93m²
 (5)建築延べ面積 2,308.00m²
 (6)主な施設

ア 事務管理エリア

事務室 92.82m²

イ 動物エリア

(ア) 1階

検疫室 8.93m²
 シャンプー室 9.08m²
 野良猫手術室 21.68m²
 感染症対策室(猫) 18.24m²
 感染症対策室(犬) 30.13m²
 鑑定室 19.65m²
 検診室 30.45m²
 NITTOKU 適正飼育啓発室 74.18m²

(イ) 2階

収容室(犬)1～20 144.52m²
 譲渡適性判断室 35.53m²
 飼料調整室(犬) 8.60m²
 負傷動物収容室 19.11m²
 手術室 25.14m²
 診察コーナー 10.55m²
 レントゲン室 6.91m²
 検査室 17.63m²
 行動観察室(犬) 11.58m²
 学習コーナー 68.18m²
 トリミング室 9.35m²

(ウ) 3階

飼料庫 22.76m²
 飼料調整室(猫、その他動物) 8.60m²
 子猫室1～5 70.61m²
 負傷猫収容室 13.87m²
 動物舎(鳥類等) 14.71m²
 動物舎(その他哺乳類) 12.87m²



譲渡猫室	44.08m ²
行動観察室(猫)	11.59m ²
ぺぴいにゃん meets ルーム	21.88m ²
市民協働室1・2	41.38m ²
ヒルズ研修室	132.53m ²

ウ その他

災害用備蓄倉庫1～4	69.00m ²
事務所用倉庫	16.54m ²
トイレ(各階男女及び1階多目的)	76.16m ²
授乳室	3.55m ²

6 建物配置図及び平面図(移転開所後)

(1)建物配置図

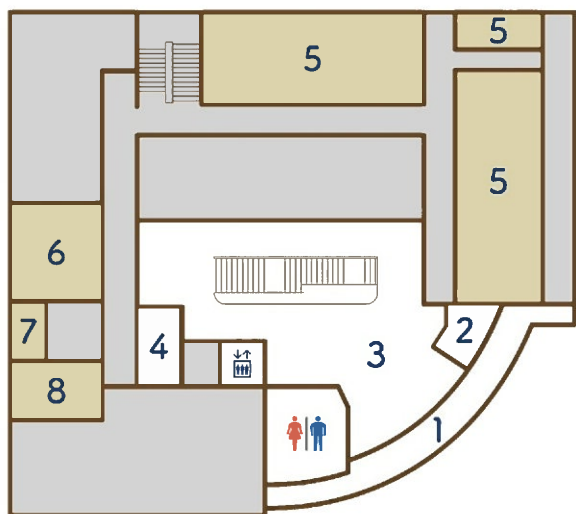


(2)建物平面図



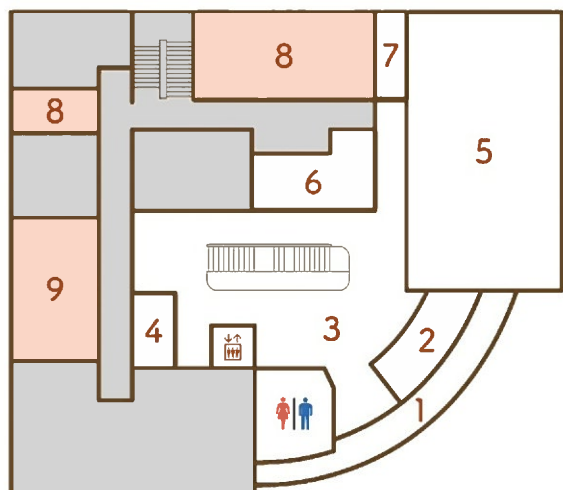
1F

1. NITTOKU
適正飼育啓発室
2. 事務室
3. 野良猫手術室
4. 検診室
5. 鑑定室



2F

1. バルコニー
2. トリミング室
3. 学習コーナー
4. 行動観察室(犬)
5. 犬舎
6. 手術室
7. レントゲン室
8. 検査室



3F

1. バルコニー
2. ペピイにゃんmeetsルーム
3. 市民の憩いと集いのエリア
4. 行動観察室(猫)
5.  ヒルズ研修室
6. 市民協働室 1
7. 市民協働室 2
8. 子猫室
9. 譲渡猫室

7 事業予算及び手数料

(1)事業予算

平成30年度予算(千円)

科目	使用料及び手数料 (事業運営)	使用料及び手数料 (飼養登録)	諸収入	
歳入	415	0	3,086	
		県支出金	寄付金	合計
		1,535	0	5,036
科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計	
歳出	56,408	344	56,752	

平成29年度決算(千円)

科目	使用料及び手数料 (事業運営)	使用料及び手数料 (飼養登録)	諸収入	
歳入	1,233	0	1,659	
		県支出金	寄付金	合計
		1,535	11,309	15,736
科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計	
歳出	39,197	343	39,540	

(2)手数料

①動物愛護センター使用料(平成31年2月12日 川崎市動物愛護センター条例改正に伴い削除)

不妊手術料(雄)	1頭につき	8,000円
不妊手術料(雌)	1頭につき	15,000円

②狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

③管理手数料

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	4,000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	1,000円
動物取扱責任者研修受講手数料	1人につき	1,000円

④その他

返還手数料	1頭につき	1,200円
飼養管理費	1日1頭につき	800円
マイクロチップ挿入実費	1頭につき	2,000円

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要です。人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

① いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)

小学校や保育園等を対象に、命の大切さを学ぶことにより、動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指します。

いのち・MIRAI 教室では、小学校等を訪問し、動物の習性や気持ちの表し方等について説明します。児童は動物を飼うために必要なものを職員と一緒に考えることにより、動物も人と同じように命あるものであり、一緒に暮らす楽しさと大変さについて学びます。

なお、平成26年度からは、動物の福祉に配慮して、動物に触れないプロジェクトに変更し、いのちの教育プログラムを本格実施しています。また、平成27年度から「ひと・どうぶつ MIRAI プロジェクト」を開始し、動物の気持ちになって考えることや、小さな命を大切にするためにはどのようにすればいいかを話し合ってもらうことに重点を置いています。

平成30年度は、小学校等11施設28クラスで実施し、延べ844名の参加がありました。

いのち・MIRAI教室(動物愛護教室)(平成21年度から平成30年度まで)

年度	21			22			23			24			25		
施設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	9	9	521	11	12	838	6	6	309	3	3	228	4	4	143
小学校	27	86	2,702	27	84	2,517	28	86	2,584	30	86	2,594	24	84	2,548
老人福祉施設	2	2	72	1	1	38	2	3	65	2	2	58	1	1	15
自主育児グループ	13	13	501	11	11	219	7	7	256	9	9	280	2	2	54
総数	51	110	3,796	50	108	3,607	43	102	3,214	44	100	3,160	31	91	2,760

年度	26			27			28			29			30		
施設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
小学校	9	30	913	6	22	626	8	23	340	11	37	1,111	9	26	775
中学校	0	0	0	0	0	0	1	4	144	0	0	0	1	1	31
自主育児グループ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	38
わくわくプラザ	0	0	0	0	0	0	1	1	78	0	0	0	0	0	0
総数	9	30	913	6	22	626	10	28	562	11	37	1,111	11	28	844

② サマースクール

夏休み期間中の小学生を対象に、センターの業務や獣医師の仕事について勉強するサマースクールを開催しています。主に施設内の見学や動物収容の疑似体験等を通して、動物を飼うことの大変さや命の大切さを学んでもらうとともに、なぜセンターに動物がいるのかということを知り、最後まで飼う責任について考えます。

高学年向けプログラム「お仕事やってみよう！」

センターの業務を体験してもらうことで、施設の役割を理解してもらいます。センターでの犬の収容の流れを、ぬいぐるみを使って疑似体験し、名札やマイクロチップによる所有明示の大切さについて学びます。また、譲渡対象の成猫のプロフィールを作成することで、動物にも個性があることを学びます。平成30年度は1回実施し、10名が参加しました。

低学年向けプログラム「いのちを学ぼう&バックヤードツアー」

教材を使って人と動物のつながりや動物の気持ちを考えることで、人間と動物が同じように生きているということや動物を大切にすることを学びます。また、建物内を案内しながら説明を行うことで、センターの業務について知ってもらいます。平成30年度は1回実施し、18名が参加しました。

③ いのちの教育プログラム

子どもたちの動物を大事に思う心、友達を気遣う優しい気持ちなどの豊かな人間性や社会性を育むため、奈良県うだ・アニマルパークの協力のもと、平成25年度から実施しています。人間だけでなく全ての生き物の命の大切さについて考えることで、生命尊重、友愛と平和の情操に資することを目的としています。いのち・MIRAI 教室は、身近な飼育動物について勉強しますが、このプログラムは私たちが暮らしている社会の仕組みを知り、動物等を思いやることを学ぶ、新たないのちの教室です。「気づき」「共感」「責任」をキーワードとし、プログラムⅠからⅢまでの全3単位時間で構成されます。

	単元	学習内容	時限数
I	私たちと動物との関わり	① 私たちの周りの動物を知る ② 命のつながりを考える	1
II	動物たちと私たちのいのちは同じ	① 生きている証拠を確かめる ② 動物の気持ちを考える	1
III	動物のために私たちができること	① 動物へ果たす責任 ② 私たちがとるべき行動	1

④ いのちの教育に係る意見交換会

平成27年度から動物を通じて子どもたちに命の大切さや他者への思いやり等を伝え、想像力や共感力の醸成や豊かな心を涵養する「いのちの教育」について、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署の職員で構成される意見交換会を設置しています。平成30年度は、平成30年10月10日及び平成31年3月7日に開催し、移転後の来所型プログラムや、新教材を用いた教室の実施などについて議論しました。

⑤ 施設見学等

センターでは、その役割や業務を正しく理解してもらうことや、より広く動物愛護の普及啓発を図るため、広く一般に公開しており、市内外からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校などの自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由は様々ですが、施設全体の見学を実施しています。報道機関等からの取材も含めて、平成30年度は、移転開所前の平成31年2月11日までで、141回、274名の来所がありました。

⑥ かわさき犬・猫愛護ボランティア

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(以下「市条例」という。)第18条により規定される「かわさき犬・猫愛護ボランティア」の募集や支援等に関する庶務を行っています。

平成30年度は、第10期として平成29年11月から110名が登録しており、「かわさき犬・猫愛護ボランティア会議」を2回開催しました。

平成30年度 かわさき犬・猫愛護ボランティア会議

	日 付	参加人数
第1回	平成30年 7月 3日(火)	45名
第2回	平成31年 3月20日(水)	31名

⑦ 動物慰霊祭

毎年、動物愛護週間中に、センターに収容され、死亡したり殺処分されることとなった動物たちと、川崎市健康安全研究所で試験検査に供された動物たちの霊を供養するため、公益社団法人川崎市獣医師会(以下「獣医師会」という。)、愛護団体、かわさき犬・猫愛護ボランティア、各区役所保健福祉センター等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行っています。平成30年度は9月20日(木)に開催し、50名が参列しました。

⑧ 動物愛護フェアかわさき2018

毎年9月20日から26日までは、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)に基づく「動物愛護週間」です。この期間中は、全国的に動物愛護事業が行われています。本市では9月17日(月・祝)に幸区役所において「動物愛護フェアかわさき2018」が開催され、出張の譲渡会に加え、センターの事業や移転開所に関するパネルの展示を行いました。

(2)動物の適正飼養推進

飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように、返還、譲渡等様々な機会を通じて普及啓発を行っています。

① 犬猫等の適正飼養講座

犬猫等の譲渡を希望する方を対象に、動物との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡前及び譲渡時に講習会を実施しています。また、現在犬や猫を飼っている、または、これから飼いたいと思っている市民を対象に、習性や適正な飼い方を理解し、動物愛護の気風を高めることを目的とした、犬や猫と楽しく暮らすための適正飼養講座を開催しています。

平成30年度実施状況

種類	回数	参加者数	内容
譲渡講習会	譲渡前	41	50 動物に係わる法律、動物を飼うための責任、動物由来感染症等
	譲渡時	34	39 犬猫等の性格・健康状態・適正飼養・しつけ方等
適正飼養講座	1	92	猫に好かれる飼い主になるために (講師:日本ヒルズ・コルゲート株式会社 入交 眞巳 先生)

② 動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に、犬の捕獲に関しては、市民の安全のために夜間などの時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、負傷動物の保護、収容についても各区役所保健福祉センター衛生課（以下「各区衛生課」という。）と連携しながら、迅速に対応するとともに、閉庁時間には、獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

苦情内容について、動物別にみると、犬で最も多いのが「鳴き声」、「散歩での糞の不始末」です。「鳴き声」の場合には、飼い主自体も問題を認識していますが、対応方法がわからないという事例が度々あります。苦情があった場合にはよく聞き取りを行い、各区衛生課と協力しながら、飼い主に対して、犬の適正飼養方法に関する指導を行います。

猫では、「子猫の保護や引取り」の相談が最も多く、次いで、近隣の猫の「餌やり」や外飼い猫による「糞尿の被害」などとなります。飼い主の判明しない子猫や負傷猫に関しては、聞き取りを十分行い、緊急性があるものについては拾得者からの引取りや現地保護を行っています。

また、猫に餌やりを行っている人や猫の飼い主が判明している場合には、各区衛生課で相談を受けて、必要に応じて指導や助言をしています。さらに、糞尿の被害等で困っている市民に対して、猫侵入防止対策等について助言を行っています。

なお、このような苦情では、すぐに解決する事例は少ないため、苦情者には、時間がかかることと自衛策について説明します。苦情の大部分は、飼い主等のモラルや適正飼養への認識不足、問題行動の改善方法がわからない等によるものであり、現地調査により状況を確認するとともに、必要に応じて各区衛生課への支援、協力という形で対応します。

平成30年度のセンターへの苦情相談件数は1,018件（犬に関する苦情等が204件、猫に関する苦情等が576件、その他の苦情等が238件）でした。

動物の苦情相談件数（区、種類及び内容別）

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総数		1,018	276	105	142	156	131	121	87
犬	捕獲・不明※・保護要請	95	21	11	9	8	20	16	10
	所有者からの引取り	39	8	4	5	4	8	5	5
	飼養管理	34	11	4	4	3	4	5	3
	その他	36	12	3	3	8	3	5	2
猫	不明※・保護要請	291	83	32	51	42	34	33	16
	所有者からの引取り	54	15	4	4	14	7	6	4
	飼養管理	117	33	12	23	19	18	7	5
	その他	114	40	13	15	17	12	10	7
その他	保護要請	37	11	3	3	9	7	3	1
	所有者からの引取り	22	6	2	4	4	1	3	2
	飼養管理	16	2	1	4	2	1	3	3
	その他	141	27	11	15	24	16	21	27
その他		22	7	5	2	2	0	4	2

※所有者不明の引取り（拾得者等からの引取り）要請

③ 動物に関する相談・問い合わせ

動物の新たな飼い主希望者や現在飼養している動物の飼い方相談など動物に関する相談を受け付けています。特に、飼養管理方法に悩んでいたり、問題行動に対応できていなかったり等の場合、積極的に聞き取りを行い、必要に応じてしつけ等の指導、助言を実施し、終生飼養に向けて支援しています。

また、飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、行方不明動物受付簿に記録するとともに、他自治体や警察署などへ届け出るよう案内しています。さらに、センターのホームページの収容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、常に情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを備え、問い合わせに対して、迅速、的確に対応しています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回程度、センターに問い合わせてもらうように伝え、収容動物が飼い主に正確に返還できるように慎重にチェックしています。なお、動物を保護したという届け出に関しては、保護動物受付簿に記録して、警察署等への届け出を依頼するとともに、逸走動物情報との照合を丁寧に行い、動物が飼い主の元に戻ることができるよう努めています。

平成30年度の相談件数は711件(動物の飼養希望108件、動物の飼い方相談14件、逸走動物届出301件、保護動物届出69件、その他219件)でした。

平成30年度相談等受付件数(月別)

月	総数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総数	711	55	83	54	36	37	28	69	63	56	77	70	83
飼養希望	108	10	6	4	3	2	8	13	9	7	14	14	18
飼い方相談	14	2	0	1	1	0	0	1	2	0	0	3	4
逸走動物届出	301	25	35	28	18	26	14	24	25	24	39	19	24
保護動物届出	69	9	11	7	5	0	5	9	5	4	4	4	6
その他	219	9	31	14	9	9	1	22	22	21	20	30	31

④ 返還時の飼い主指導

収容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着です。また、犬に関しては、その多くが狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票(以下「済票」という。)が未装着の状態で収容されます。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護管理法に基づく所有明示措置や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導しています。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ(有料)を挿入しています。収容される犬猫の飼い主は、「いつもは帰ってくる」という認識であることが少なくないため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、複数回センターに収容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策等について各区衛生課と協力して現地指導をしています。

平成30年度収容動物所有明示状況

	収容数	鑑札	済票	マイクロチップ	迷子札
犬	96	1	1	21(登録16)	0
猫	586			1(登録0)	0

※ 鑑札と済票両方を装着していた犬、また鑑札や済票とマイクロチップの両方を装着している犬はいませんでした。

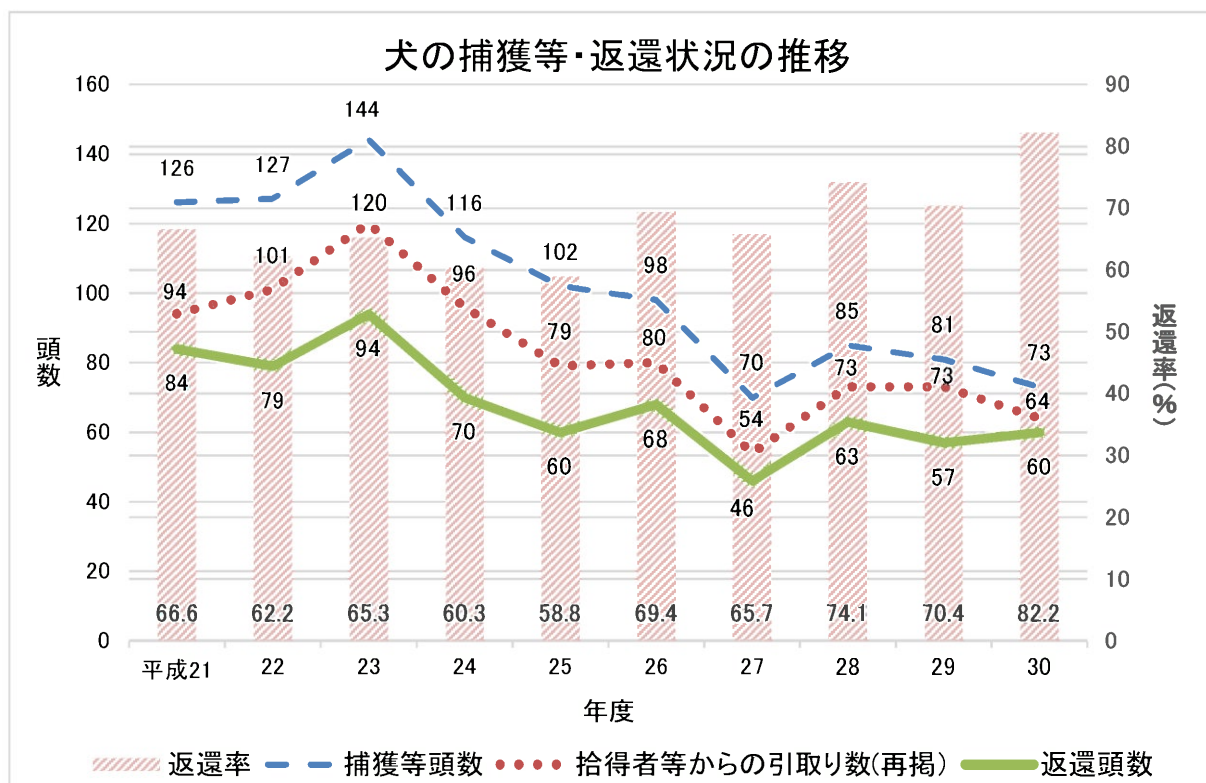
⑤ 川崎市動物愛護センターの運営に係る懇談会

平成29年度からセンターの運営強化や市民協働の活性化等を目指すため、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署職員から構成される懇談会を設置しています。平成30年度は、平成30年6月29日及び平成31年3月13日に開催し、移転開所後のセンターの運営や、動物愛護事業への寄附などについて、様々な御意見をいただきました。

2 動物の収容・保護・管理事業

(1) 犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物愛護管理法、市条例に基づき、危害防止及び動物愛護のため、犬の捕獲、拾得者等からの引取り、負傷した犬の保護を実施しています。咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区衛生課と連携し、迅速に捕獲しています。



※捕獲等頭数は、捕獲、拾得者等からの引取り、及び負傷等による保護の合計

収容犬の返還日数

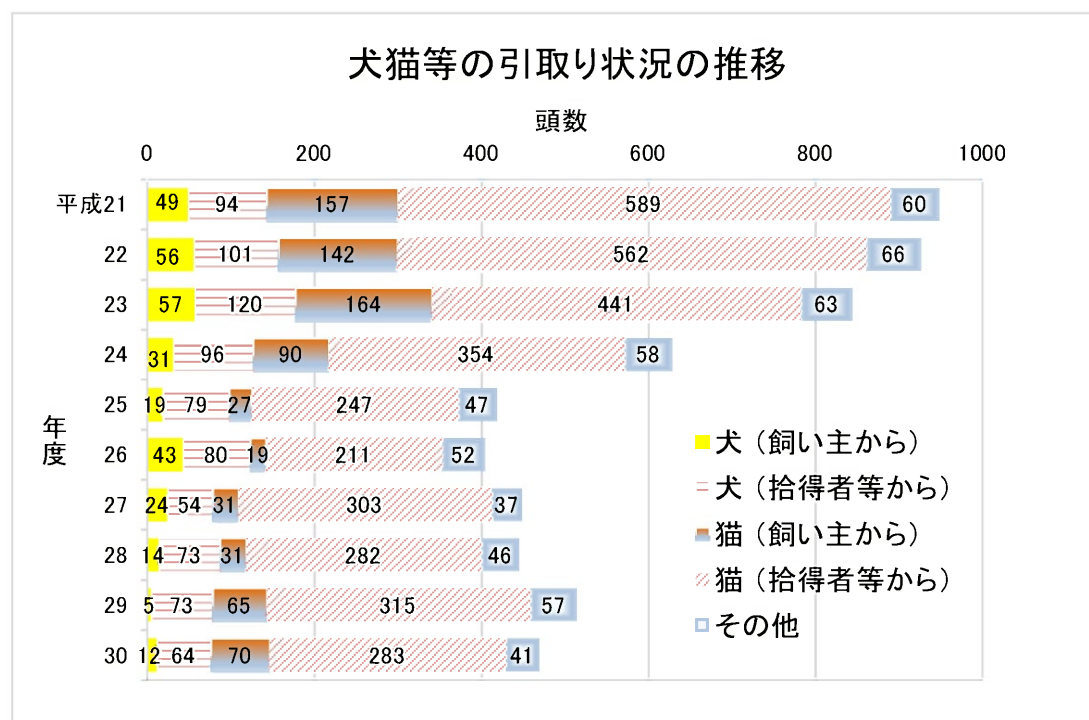
センターでは収容日当日から数えて5日目(土日祝日を除く。)を、飼い主に探してもらうための収容の期限としています。

飼い主住所	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
捕獲等頭数	73	15	11	10	6	13	7	11	
返還頭数	60	8	10	6	7	11	6	7	5
返還日	収容当日	22	0	4	1	5	6	1	1
	2日目	25	4	5	3	2	3	5	2
	3日目	6	2	0	0	0	1	0	2
	4日目	4	1	0	1	0	1	0	0
	5日目以上	3	1	1	1	0	0	0	0

(2) 犬猫等の引取り

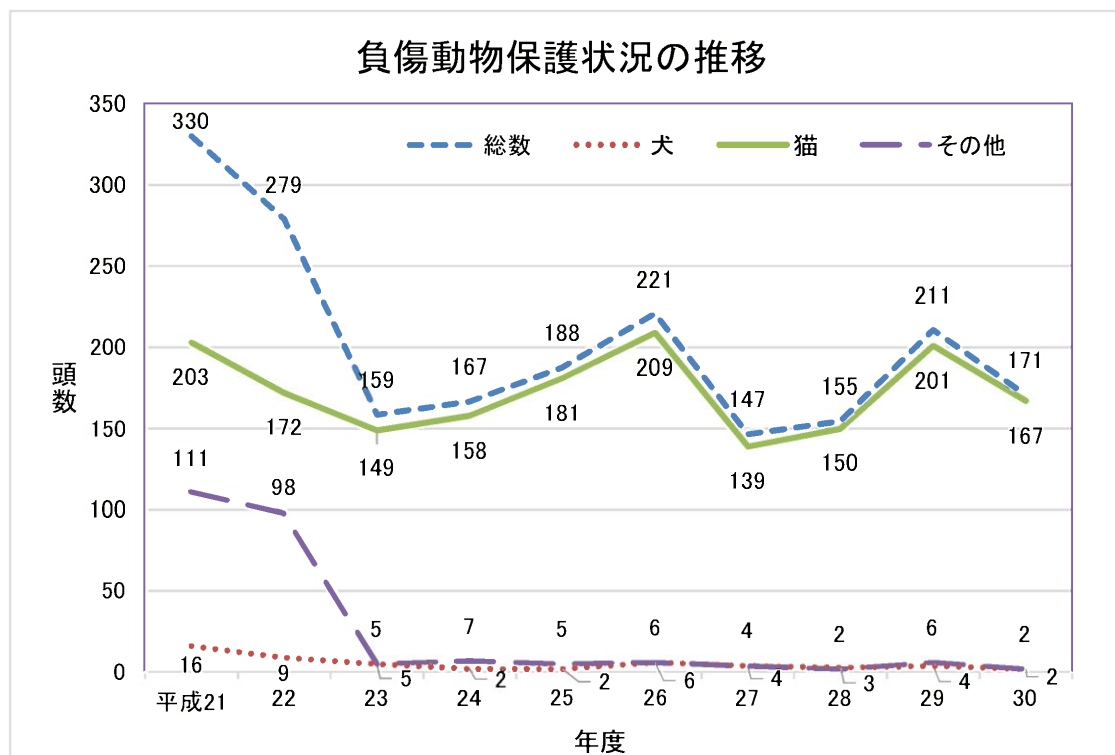
平成25年9月に動物愛護管理法が改正され、飼い主から動物の引取りを求められた場合には、原則終生飼養と新たな飼い主を探す努力をするよう指導しています。なお、飼い主の死亡、独居高齢者の入院や施設入所等により継続して飼養できない状況で、新たな飼い主が見つからないなど、やむを得ない理由がある場合に限り、殺処分について十分に説明した上で引き取っています。

また、犬猫等を拾った市民から引取りを求められた場合には、故意又は悪意により捕獲した動物を引き取ることをしないよう十分な聞き取りを実施しており、猫に関しては、拾得された猫が自活できると判断した場合には、引取りを実施していません。なお、引取り動物の大部分は離乳前の子猫で、「産み捨てられた子猫」「捨てられていた子猫」等を拾得者から引き取る場合がほとんどです。さらに、猫に関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主が未だに多いため、多くの子猫が生まれてしまうという現状があります。このため、飼い猫については、屋内飼養に努めることを市条例で規定しています。平成30年度の引取り動物は470頭で、犬76頭（飼い主から12頭、拾得者等から64頭）、猫353頭（飼い主から70頭、拾得者等から283頭）、その他の動物は41頭（飼い主から1頭、警察から40頭）でした。



(3) 負傷動物の保護

公園、道路等の公共の場所で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている飼い主の判明しない犬猫等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などを行っています。また、夜間・休日など閉庁時間中の負傷動物の保護及び治療については、獣医師会に委託しています。



(4) 収容動物の飼養管理

飼い主からの引取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。

飼い主の判明しない収容動物については、市条例に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、ホームページに収容動物情報を掲載しています。飼養管理日数は、収容日当日から最低5日(土日祝日を含めない。)としており、収容と同時に写真の撮影、特徴、年齢、迷子札の有無等の確認、マイクロチップの読み取りを実施しています。

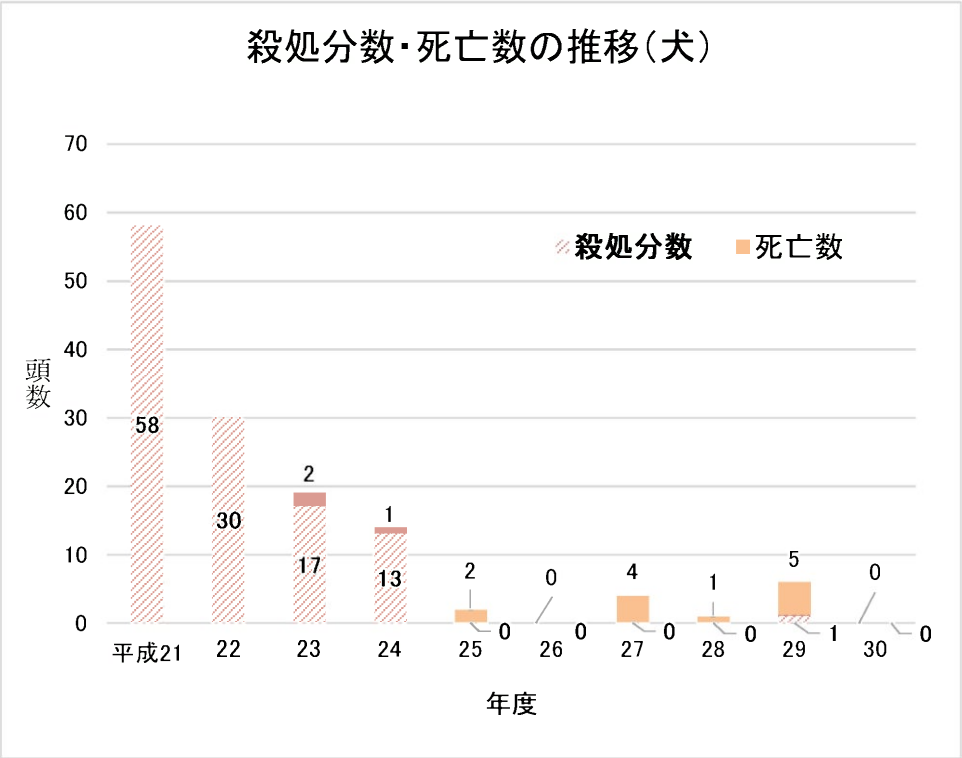
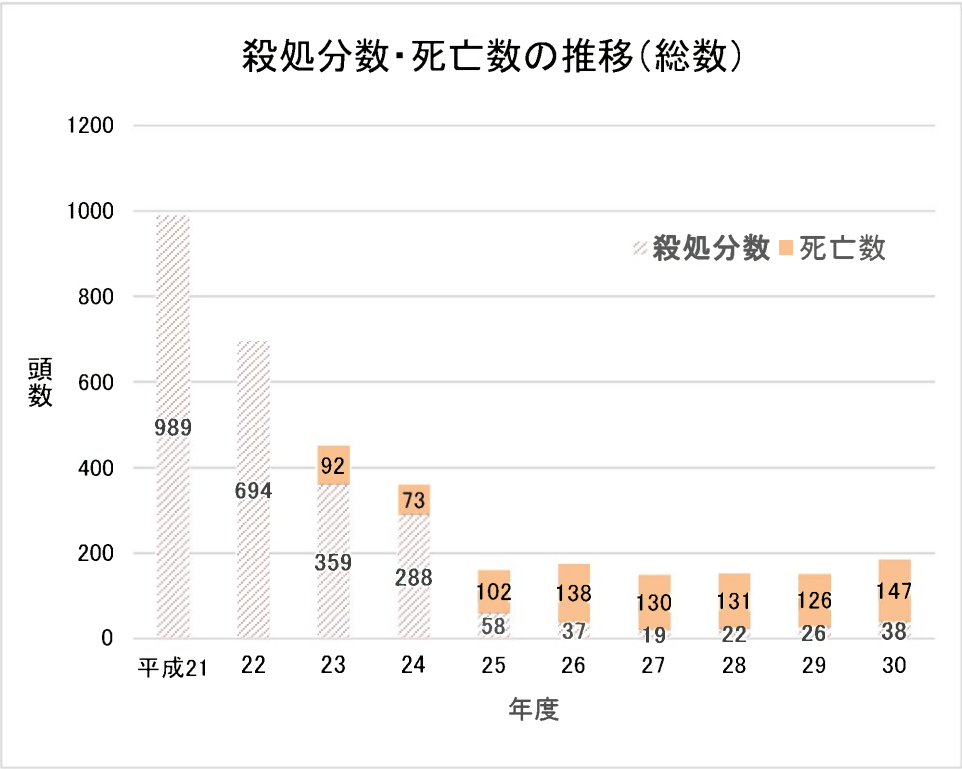
負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。なお、動物同士の感染を防ぐため、収容後すぐに検便(虫卵検査)等を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上搬送車及び犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。状況に応じて、熱湯なども使用します。

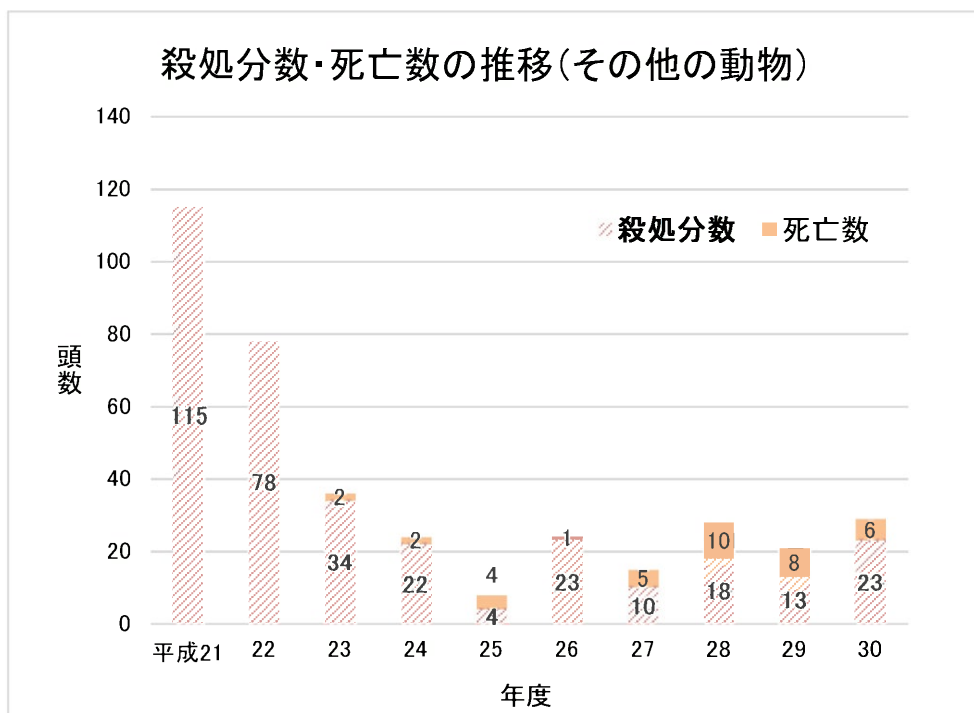
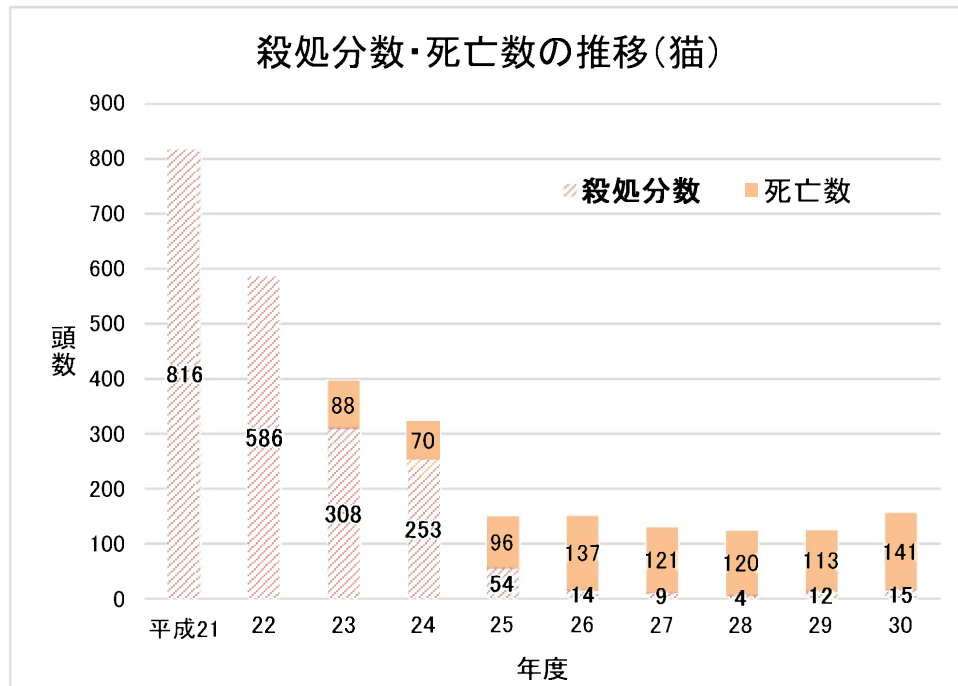
平成30年度の動物の収容状況

			総数	各区 衛生課	センター	
					窓口	個別
総数			648	200	48	400
所有者からの 引取り	計		83	26	3	54
	犬	計	12	4	2	6
		91日以上	12	4	2	6
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	70	21	1	48
		91日以上	65	21	1	43
		91日未満	5	0	0	5
	その他の動物		1	1	0	0
拾得者等 からの引取り(警察含 む)	計		387	136	41	210
	犬	計	64	3	5	56
		91日以上	63	3	5	55
		91日未満	1	0	0	1
	猫	計	283	133	36	114
		91日以上	1	0	0	1
		91日未満	282	133	36	113
	その他の動物		40	0	0	40
犬の捕獲	計		7	3	0	4
	91日以上		7	3	0	4
	91日未満		0	0	0	0
負傷動物 の保護	計		171	35	4	132
	犬	計	2	0	0	2
		91日以上	2	0	0	2
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	167	34	4	129
		91日以上	84	22	3	59
		91日未満	83	12	1	70
	その他の動物		2	1	0	1

(5) 犬猫等の殺処分

収容期間が満了した動物のうち、譲渡に適さないと判断した動物については、麻酔薬注射により殺処分を実施することがあります。また、飼養管理が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期間内であっても獣医師の判断により殺処分を検討します。





※なお、殺処分数・死亡数の推移について、平成22年度までは、死亡数単体の集計はしておらず、殺処分数に含めて集計していました。

(6) 犬猫等の譲渡

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を、個人や新たな飼い主探しを行う登録団体等に譲渡しています。また、譲渡をより推進するため、センターのホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

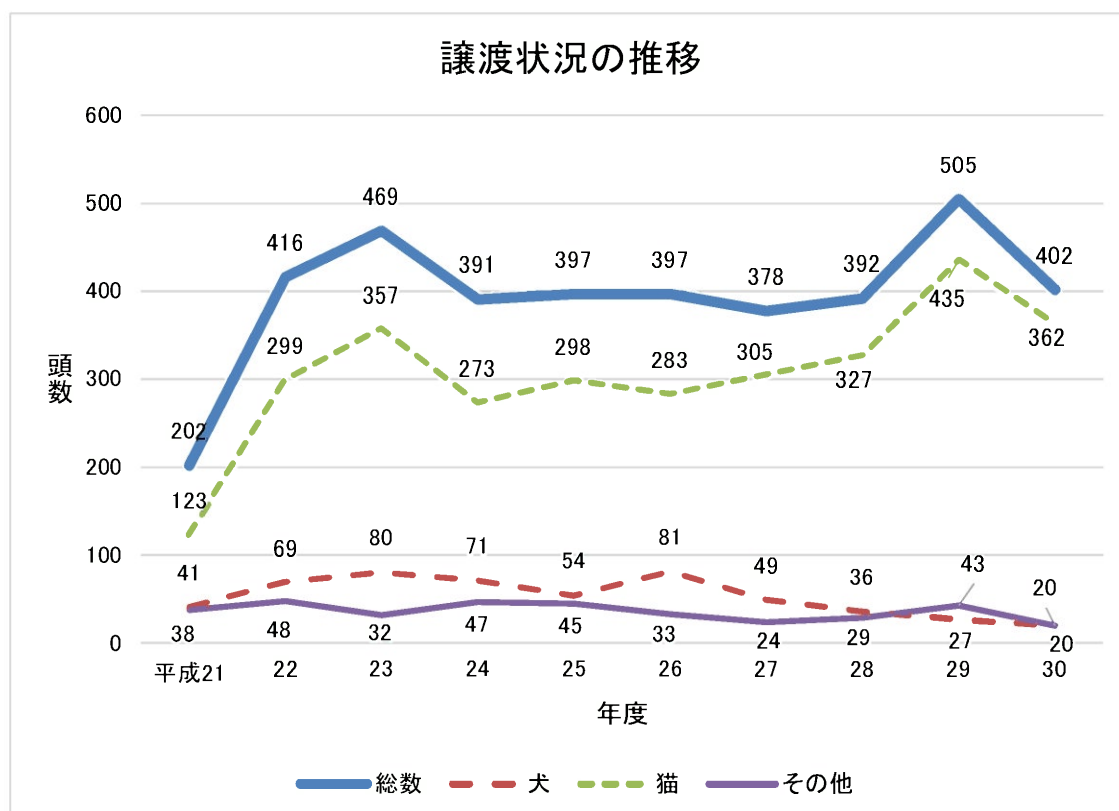
個人譲渡

譲渡条件について説明し、動物を適正に飼養できる環境が確認しています。動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主となるよう啓発しています。

また、譲渡後の飼養管理状況調査についても積極的に実施し、自宅での飼い方指導も行っています。譲渡後の調査は、終生飼養を推進する上で重要なものと考えています。

団体譲渡

団体等への譲渡は、その動物の状況を説明した上で、離乳前の子猫や老齢、病気の動物についても譲渡を進めています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利の活動を行う団体で、平成30年度末で33団体（個人活動者を含む。）が登録されています。



平成30年度譲渡状況

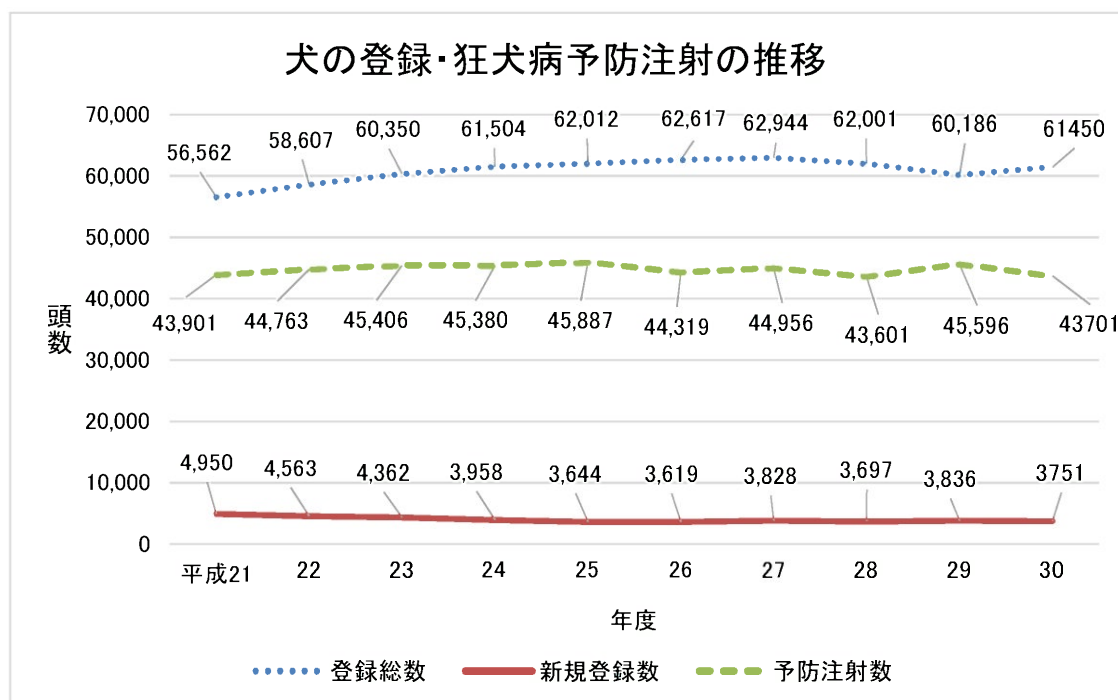
	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	402	54	4	10	8	11	6	5	2	8	348
犬	20	1	0	0	0	0	0	0	0	1	19
猫	362	45	4	10	8	9	4	3	2	5	317
その他	20	8	0	0	0	2	2	2	0	2	12

(7) 犬の登録と狂犬病予防注射

収容犬を返還する際に、狂犬病予防法に基づく登録状況等の確認を行い、未実施の場合は、登録と狂犬病予防注射を実施しています。

平成30年度は、登録7頭、予防注射23頭に対して、それぞれ実施しました。

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	7	4	1	1	1	0	0	0
予防注射実施頭数	23	6	3	4	1	5	1	3



区別状況

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	61,450 3,751	10,605 726	6,734 383	7,497 489	9,275 538	10,139 657	8,025 471	9,175 487
予防注射頭数	43,701	6,996	4,585	5,622	6,000	8,341	5,331	6,826
川崎市世帯数	746,239	127,036	82,727	132,148	112,483	103,672	108,170	80,003

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

※川崎市世帯数は、平成31年3月末現在

(8) マイクロチップの推進

動物愛護管理法に規定される動物の所有明示措置を推進するため、電子標識機器(マイクロチップ)による所有者明示措置推進要綱に基づき、収容動物を返還する際に、飼い主に説明した上で、マイクロチップ挿入を実施しています。また、個人譲渡の際は全頭にマイクロチップ挿入を実施しています。平成30年度は、犬0件、猫44件の申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明した上で実施しました。

(9)繁殖制限

センターに収容される動物の大部分が繁殖制限を実施していないために増えてしまった子猫です。センターから収容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる方に必ず不妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、センターでも状況に応じて不妊去勢手術を実施しています。特に、健康状態に問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施しています。平成30年度は、猫24頭(雄14頭、雌10頭)に不妊去勢手術を実施しました。

(10)動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業

飼い主のやむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報をセンターに登録、公開することで、新たな飼養希望者を探す支援をしています。なお、本事業には、市内で飼養管理されている動物であること等の登録条件があり、センターのホームページに掲載するためには、直接センター窓口での申込が必要となります。平成30年度は、新たに32件の登録がありました。

(11)咬傷事故への対応

咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、保健所支所長の依頼により、14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し、鑑定を行っています。なお、飼い主が明らかな場合でも、咬傷犬を適切に飼養管理ができないと判断される場合には、センターに収容されることがあります。検診期間中に当該犬が死亡した場合は、センターで検体を採取し、川崎市健康安全研究所にて精密検査を実施します。

3 特定動物に係わる事業

動物愛護管理法では、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物を特定動物として定めており、飼養又は保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、幼齢や埋め込みに耐えられる体力を有しない場合などを除き、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置の実施が義務付けられています。

センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立入検査を実施します。また、既許可施設については、随時立入検査を実施し、許可基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないよう、衛生課や警察と連携し、必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

平成30年度飼養許可状況

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数(施設数)		13	6	1	0	3	1	1	1
内訳	サル	2	0	1	0	0	1	0	0
	ワニ	4	3	0	0	0	0	0	1
	カメ	4	2	0	0	1	0	1	0
	ヘビ	2	0	0	0	2	0	0	0
	トカゲ	1	1	0	0	0	0	0	0

4 鳥獣保護管理法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)第9条第1項に基づき、川崎市が権限を有する39種の鳥獣に対する捕獲許可を行っています。平成30年度の有害鳥獣捕獲許可申請は174件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は5件、これらに伴う許可証及び従事者証を1,584枚交付しました。

(2) 有害動物捕獲支援

毎年4月以降は、カラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その土地又は建物の管理者に対応していただくことになります。ただし、カラスの巣立ちビナが地上に落ちて、親カラスによる通行者への攻撃が発生しているなど緊急性が高い場合には、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を取得した委託業者に現地確認を依頼し、原因である巣立ちビナの捕獲をすることがあります。

有害動物捕獲支援要綱に基づき、人家等に侵入し、騒音やふん害等の生活環境被害を発生させたハクビシン等の捕獲を実施する市民に対し、上記委託業者による捕獲器具の設置や捕獲した対象動物の回収、処分等の支援をしています。

(3) アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害を受けたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲箱の設置について説明し、前項の委託業者が直接現地を確認して設置します。なお、当該業者は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

5 動物由来感染症対策

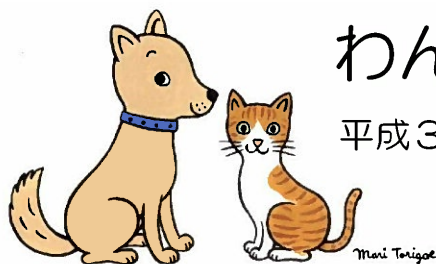
(1) 収容動物の検査等

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、適宜情報発信や検査を実施しています。また、常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、収容動物間の感染症を予防することができます。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ

「鳥インフルエンザ対応(H5N1等)マニュアルー保健衛生部局版ー」(川崎市健康福祉局保健所作成)等に基づき、感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、死亡野鳥の神奈川県への搬送を行います。また、愛がん鳥の死亡、衰弱等により、高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合、簡易検査の実施及び確定検査(遺伝子検査)用試料を採取します。

資料
(わんわんレポート)



わんわんレポート

平成30年4・5月号 No.379

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

新年度及び着任のご挨拶

この度、小倉の後任として動物愛護センター所長に着任しました須崎と申します。センターは約15年ぶりで、当時とはかなり様変わりしており、慣れないところも多々ありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

日ごろ、ボランティアの皆さんや動物愛護団体、市獣医師会等関係者の皆様にはご協力をいただき感謝申し上げます。近年のセンターの殺処分数の削減や譲渡の推進には驚きを感じておりましたが、これも皆様方のご協力あっての賜物と思います。この3月まで外にいた者として言わせていただけるのなら、センターの職員も相当がんばった結果だと思えます。そのような職場で働かせていただけることを幸せに感じているところです。

また、市内外の方々から多大なご寄附（金銭及び物品）をいただいているとのこと、この場を借りて御礼申し上げます。皆様のお気持ちをしっかりと動物たちに伝えて参りますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりますが、今年度はいよいよセンターが移転し、新たな場所で新しいスタートを切る年です。いろいろと課題も山積みですが、人と動物の共生する社会の実現を目指してがんばって参りますので、今後ともご支援いただけますようよろしくお願いいたします。

川崎市動物愛護センター所長 須崎 聡

～平成30年4月1日付けで動物愛護センター職員の異動がありました～

☆お世話になりました

所長（獣医師）	小倉 弁子	係長（事務）	田島 路広
係長（獣医師）	鈴木 香奈子	担当（獣医師）	高橋 麻弓子
担当（獣医師）	山崎 恵美		

☆よろしくお願いいたします

所長（獣医師）	須崎 聡	係長（事務）	内山 秀晴
係長（獣医師）	山本 里奈	担当（獣医師）	大島 公子
担当（獣医師）	和仁 睦		

生活衛生課及び各区役所保健福祉センター衛生課の動物行政担当者について

☆一部異動がありましたので、改めて紹介します。

健康福祉局保健所生活衛生課	係長	大原 千恵	担当	相原 俊介 金子 倫子
川崎市役所保健福祉センター衛生課	課長補佐	高橋三恵子	担当	田中 早織 高松 裕希
幸区役所保健福祉センター衛生課	係長	江口 麻樹	担当	嶋田 希実
中原区役所保健福祉センター衛生課	課長補佐	伊達 千晶	担当	西村 美緒
高津区役所保健福祉センター衛生課	係長	佐藤 裕美	担当	岡部 幸子
宮前区役所保健福祉センター衛生課	課長補佐	金子 亜裕美	担当	及川 綾香
多摩区役所保健福祉センター衛生課	係長	吉良 智子	担当	平 悟志
麻生区役所保健福祉センター衛生課	係長	佐野 孝祐	担当	上原 健 掛川 由紀

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。

◆犬の登録について

生後 90 日を過ぎたら、生涯 1 回の登録が必要です。お住まいの区の保健福祉センター衛生課で登録の申請をしてください（手数料 3,000 円）。登録後、犬鑑札が交付されます。引っ越しした場合等には移転先の市区町村窓口への届け出が必要となります。



◆狂犬病予防注射について

飼い犬には、年に一度、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。注射後、お住まいの区の保健福祉センター衛生課にて注射済票の交付を申請してください（手数料 550 円）。

※市内狂犬病予防注射済票交付動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、

その場で登録の申請ができ、注射済票が即時交付されます。



★犬鑑札及び注射済票の犬への装着は義務です！

飼い犬が迷子になった際や、思わぬ災害で離ればなれになってしまった場合にも、飼い主の方の氏名、住所、連絡先を調べることができます。大切な飼い犬を守るためにも、犬鑑札及び注射済票を必ず犬に装着してください。

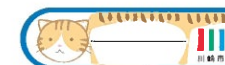
猫の不妊及び去勢手術補助について（オス 2,000 円 メス 3,000 円）

猫の不妊去勢手術の一部補助を実施しています。詳細は、以下のホームページをご覧ください。

平成30年度猫の不妊及び去勢手術補助のご案内【生活衛生課】<http://www.city.kawasaki.jp/35/page/0000017780.html>



猫の迷子札配布のご案内



区役所保健福祉センター衛生課の窓口で猫の不妊及び去勢手術補助の申請をした方々などを対象に、猫用の迷子札を配布しております。是非、この機会に愛猫に迷子札を付けてあげてください。

譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。

動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお誘いあわせの上、ご来場ください。



お待ちして
ま〜す☆

今後の開催予定日

- 5月20日（日）14～16時
- 6月17日（日）14～16時
- 7月15日（日）14～16時

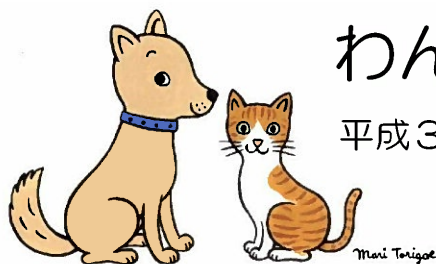


アゼリアの広報コーナーにて譲渡動物写真展を実施します！

ぜひ見に来てください♪



平成30年4月27日～
5月10日予定



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

わんわんレポート

平成30年6・7月号 No.380

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237



小学生サマースクールの御案内

お仕事やってみよう！

動物愛護センターの獣医さんのお仕事を体験してみませんか？家族がいない猫のプロフィール作りや、迷子の犬が保護されたときのシミュレーションを行います。

★対象者：川崎市内在住の小学4・5・6年生

★開催日時

平成30年7月31日（火）

13時30分～16時00分（受付は13時以降）

★定員

先着10名



いのちを学ぼう&バックヤードツアー！

張子の動物などの教材を使って、動物と私達人間が同じように生きているということを学び、動物に対する思いやりを深め、「いのちの大切さ」について考えてもらいます。

また、動物愛護センター内の犬舎などを職員が案内し、実際の飼養方法や業務について見学します。

★対象者

川崎市内在住の小学2・3・4年生

★開催日時

平成30年8月2日（木）13時30分～16時00分（受付は13時以降）

★定員

先着20名

どちらの教室も
動きやすい服装できてね！



◎開催場所：川崎市動物愛護センター（高津区蟹ヶ谷119）

◎申し込み：7月4日（水）8時30分から電話（044-766-2237）にて先着順

みなさんのご応募お待ちしております！

譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお誘いあわせの上、ご来場ください。



今後の開催予定日

- 6月17日（日）14～16時
- 7月15日（日）14～16時
- 8月19日（日）14～16時



動物愛護週間について

9月20日から26日は動物愛護週間として定められ、国・地方自治体・関係団体が協力して、動物の愛護と管理に関する普及啓発のための各種行事を実施しています。川崎市では以下の行事を予定しています。

動物愛護フェアのご案内

本年度も「動物愛護フェアかわさき」を開催します。内容等の詳細につきましては次号にてご案内いたします。

開催日時 9月17日（月）10:00～15:00

開催場所 幸区役所

慰霊祭のご案内

動物愛護センターにおいて殺処分・死亡した動物及び健康安全研究所などにおいて試験・研究のために用いられた動物の慰霊祭を執り行います。

日時 9月20日（木）14:00～

場所 川崎市動物愛護センター

平成29年度もたくさんのご寄付をいただきました

皆様の多大なるご支援・ご協力、まことにありがとうございます

平成29年度は12,146,786円の金銭の御寄附と208件の物品を頂戴しました。

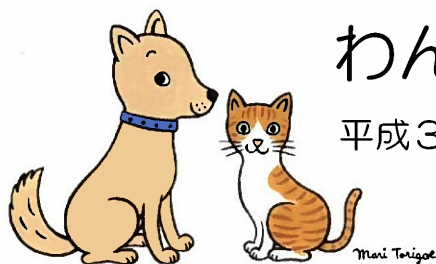
いただいた御厚意はセンターの動物達のために活用させていただいております。



寄付金に関する
ご案内はこちら



物品の寄付に関する
ご案内はこちら



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

わんわんレポート

平成30年8・9月号 No.381

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237



9月20～26日は「動物愛護週間」です

国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、「動物の愛護及び管理に関する法律」において、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。その前後を普及啓発強化期間として、川崎市では以下のイベントを開催予定です。

9/17(月・祝)
10:00～15:00

動物愛護フェアかわさき 2018

会場:幸区役所・市民館

(川崎市幸区戸出本町1丁目11-1・2)

今年の動物愛護フェアは、幸区役所会場での開催となります。動物愛護センターでは、動物愛護フェアの会場で『犬・猫の譲渡会』を実施します。そのほか、以下のイベントや展示も行われますので、ぜひご来場ください!

■犬・猫の譲渡会
(譲渡会は11～14時です。)

※9月の第3日曜日は動物愛護センターでの譲渡会の開催はありませんのでご注意ください。

■盲導犬・聴導犬の実演
■ペットの防災コーナー
■映画上映「-SING-」
■寄席(動物落語)
■獣医さん体験 など

動物慰霊祭

9/20(木)
14:00～15:00

会場:川崎市動物愛護センター

川崎市動物愛護センターにおいて殺処分または死亡した動物及び健康安全研究所などにおいて試験検査のために用いられた動物の慰霊祭を執り行います。



講演会のお知らせ

猫に好かれる飼い主になるために

講師:入交眞巳先生

獣医師 米国獣医行動学専門医
日本ビルズ・コルゲート株式会社

猫を飼っている方、これから飼いたいと思っている方を対象に、講演会を開催します。家族の一員である猫について、その習性や接し方を行動学の先生から学びます。

日時:平成30年10月13日(土) 14:00～16:00
場所:中原区役所502会議室 定員:120人 費用:無料

申込み:平成30年8月28日(火)から電話、動物愛護センターHPで先着順に受け付けます。お申し込みお待ちしております。

電話:766-2237

HP: <http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/39-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

小学生向けサマースクールを開催しました!

◎動物愛護センターのお仕事やってみよう

7月31日、小学4～6年生を対象に「お仕事やってみよう!」を開催しました。10名が参加し、迷子の犬が保護されたときのシミュレーションと、猫のプロフィール作りを行いました。みなさん、犬や猫の気持ちを考えながら一生懸命作業に取り組んでくれました。



◎いのちを学ぼう&バックヤードツアー



8月2日、小学2～4年生を対象に「いのちを学ぼう&バックヤードツアー」を開催しました。参加者は18名で、いのちを学ぼうでは、人間と動物のつながりや、人間が動物にしてあげられることについて学びました。バックヤードツアーでは、動物愛護センター内を見学し、みなさん興味を持って聞いてくれました。

新しい動物愛護センター愛称の 市民投票を行っています!

締め切りは8月31日(金)です。5つの候補から1つを選んでください。投票をお待ちしています。

- ①アイマル川崎
- ②あにっぴ川崎
- ③ANIMAMALL(アニマモール)
- ④ウィズマルセンター
- ⑤ハグまるかわさき



投票はこちらから
<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000098583.html>

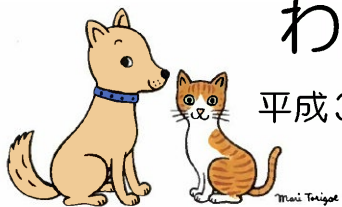


譲渡会について

動物愛護センターでは収容された犬や猫の新しい飼い主を募集するため、定期的に譲渡会を開催しています。ぜひご来場ください。

今後の譲渡会の日程

- ◎8月19日(日)
14～16時(動物愛護センター)
- ◎9月17日(月・祝)
11～14時(幸区役所)
- ◎10月21日(日)
14～16時(動物愛護センター)



わんわんレポート

平成30年10・11月号 No.382

川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷 119

電話 044-766-2237



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe

適正飼養キャンペーンのお知らせ

本市では、11月1日から約1か月間、適正飼養キャンペーンとして、ペットの正しい飼い方について、市民の方々へお知らせします。

犬を飼っている方へ

- ☐ 鑑札をつけていますか？
- ☐ 済票をつけていますか？

犬の飼い主は、犬を登録し、年に1度狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。登録等を行った際に交付される犬鑑札と注射済票は必ず飼い犬に装着してください。



犬鑑札



注射済票

- ☐ トイレは自宅で済ませていますか？外でした場合はきちんと後始末をしましょう。
- ☐ お散歩のときに必ずリードをつけましょう。
- ☐ しつけはしっかりできていますか？鳴き声で迷惑をかけていませんか？

猫を飼っている方へ

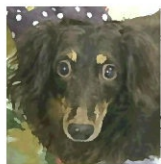
- ☐ 屋内飼養をして、近隣への生活被害を未然に防ぎ猫自身を危険から守りましょう。
- ☐ 不妊・去勢手術をして、望まない繁殖を防ぎましょう。
- ☐ 所有明示をしましょう。迷子時や事故に遭遇した際の緊急連絡に役立ちます。
- ☐ 一旦飼ったならば、家族の一員として、終生飼養をしましょう。
- ☐ 猫が苦手な方も多いことを理解し、地域社会に迷惑をかけないようにしましょう。



「飼っている動物が迷子になった」「迷子になった動物を保護した」
そんな時は川崎市動物愛護センターと最寄りの区役所保健福祉センター衛生課までご連絡ください。

譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお誘いあわせの上、ご来所ください。



今後の開催予定日

- H30年10月21日(日) 14～16時
- H30年11月18日(日) 14～16時
- H30年12月16日(日) 14～16時

ペットの災害対策について

地震等の災害に備え、皆さんは日頃からどのような対策をされていますか。災害発生時には、人だけでなくペットも危険にさらされます。日頃から防災用品の準備やしつけ、迷子対策をしっかりと行い、災害に備えましょう。

■ペットの防災用品の準備

避難所にはペットのための備蓄食糧は用意されていません。救援物資が遅れることも想定し、以下を参考に備えておきましょう。

- 食餌および水（最低5日、できれば7日分）
- 常備薬
- トイレ用品
- キャリーバッグ・ケージ・首輪・鎖や十分な強度のリード
- ペットの写真（飼い主と一緒に写っているもの）
- ビニールシートや段ボール・毛布など避難所であるとよいもの

なお、川崎市では、「ペットの飼い主のための防災手帳」を、各区役所保健福祉センター衛生課窓口、動物愛護センターにて無料で配布しております。ペットを含めた防災対策をご家庭で話していただくきっかけにしてください。



動物愛護フェアかわさき2018のご報告

9月17日(月・祝日)に幸区役所で行われました動物愛護フェアかわさき2018には約4200名の方々にご来場いただきました。当日、動物愛護センターでは出張譲渡会を実施し、823名の方々が会場に足を運んでくださいました。ありがとうございました。

(写真：譲渡会で掲示した紹介パネル)



動物慰霊祭のご報告

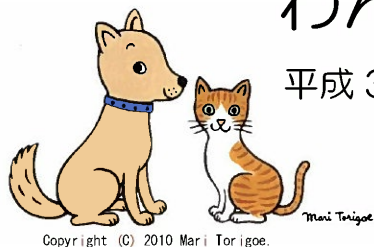
動物愛護センターにおいて殺処分又は死亡した動物、及び健康安全研究所において試験検査のために用いられた動物の慰霊を目的とし、9月20日(木)に平成30年度動物慰霊祭を執り行いました。当日は雨にも関わらず、50名の皆様にご参列いただきました。ありがとうございました。



(写真：慰霊祭当日の祭壇)



(写真：ご参列者)



わんわんレポート

平成 30 年 12・1 月号 No.383

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237



川崎市動物愛護センターは 2 月に中原区に移転します

今月号は、現在の動物愛護センターから発行する最後のわんわんレポートです。
現在の動物愛護センターは、昭和 49 年に高津区蟹ヶ谷に犬・猫の収容返還処分施設として開設し、44 年間、犬・猫等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護の普及啓発などを行ってきました。施設の老朽化、狭あい化等によりその役割を發揮しがたい状況となっており、再編整備を進めてまいりました。

現動物愛護センターの外観



サマースクールで施設内を見学する様子



譲渡会の様子



新しい川崎市動物愛護センターは、「いのちを学ぶ場・いのちをつなぐ場・いのちを守る場」の 3 つの役割を担い、**2 月 12 日に中原区上平間 1700 番地 8** にオープンします。

コンセプトは「動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設」です！



※イメージです

新センターの詳細については、次号以降で詳しくお伝えする予定です。「人と動物が共生する社会の実現」を目指して、新しい動物愛護センターでも、職員一丸となって業務に取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第 3 日曜日に譲渡会を開催しています。ぜひお誘いあわせの上、ご来場ください。



今後の開催予定日

- ・H30 年 12 月 16 日(日) 14~16 時
- ・H31 年 1 月 20 日(日) 14~16 時

場所：川崎市動物愛護センター 川崎市高津区蟹ヶ谷 119
※2 月の譲渡会は、センター移転等のためお休みさせていただきます。

猫の不妊及び去勢手術補助のご案内

猫の適正飼養を推進するために、川崎市では、猫の不妊去勢手術費用の一部補助を実施しています。申請期間を 2 期に分けて実施しており、第 2 期は 1 月 4 日(金)から先着順に受付を開始します。補助の対象は、平成 30 年 4 月 1 日(日)から平成 31 年 3 月 29 日(金)までの期間に協力動物病院指定獣医師のもとで実施した手術です。詳細についてのお問い合わせは、お住いの区の保健福祉センター衛生課までお願いします。

申請期間 | 平成 31 年 1 月 4 日(金)から平成 31 年 3 月 29 日(金)まで

対象 | ・市内において飼養管理されている猫の飼い主の方

・市内において所有者の判明しない猫を

責任をもって世話をしている方

手術時期 | 平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで

補助額 | メス 1 頭 3,000 円 オス 1 頭 2,000 円

※ 1 世帯 3 頭まで。補助金交付予定額が予算額に達した時点で締め切ります。

申請およびお問合せ先 | 各区役所保健福祉センター衛生課

※ 申請書は協力動物病院で配布または市ホームページからダウンロードできます。



つなぐちゃん

川崎市動物愛護事業に皆様の寄附をお願いします

平成 26 年度から動物愛護関連事業への寄附要綱を設置し、平成 28 年度には「動物愛護基金」も創設し、皆様から多大なご寄附を頂いており、この場を借りて御礼申し上げます。今後ともご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

寄附の方法は、以下の 3 通りです。

- ① 川崎市ふるさと応援寄附金などで
- ② 口座振り込みで
- ③ 物品で

詳細は動物愛護センターにお問合せいただくか、以下の HP をご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000056807.html>

又は 川崎市 動物愛護基金 で検索

適正飼養キャンペーンのご報告

11 月は適正飼養キャンペーンとして各区役所保健福祉センター衛生課と動物愛護センターで動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行いました。市内一斉啓発日である 11 月 21 日には、動物愛護センターでは周辺のクリーンアップ活動及びリーフレットの配布を行いました！落ちているゴミや動物の糞を拾い、地域の環境美化に貢献することができました。このキャンペーンが、飼い主の方々にとって動物の飼い方を見つめ直していただく機会となりましたら幸いです。



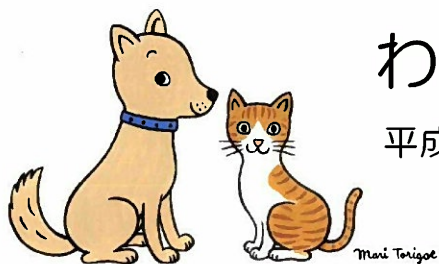
写真：クリーンアップ活動の様子

猫の適正飼養講座を開催しました

平成 30 年 10 月 13 日に、日本ヒルズ・コルゲート株式会社の入交眞巳先生を講師にお迎えして猫の適正飼養講座を実施しました。テーマは「猫に好かれる飼い主になるために」で、92 名の方に受講していただきました。動画やたとえ話を交えた大変わかりやすい解説で、受講者からは「ユーモアを交えた説明でとても理解しやすかった」「大変楽しく興味深いお話しだった」「これから猫たちと触れ合う際に学んだことを活かしたい」などの声を頂きました。



写真：適正飼養講座の様子



わんわんレポート

平成31年2・3月号 No.384

川崎市動物愛護センター「ANIMAMALLかわさき」
川崎市中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

川崎市動物愛護センターが「ANIMAMALL(アニマモール)かわさき」として新築移転しました

平成31年2月12日に、新しい動物愛護センター「ANIMAMALLかわさき」がオープンしました！「ANIMAMALL」は、応募作品727作品からWeb投票及び近隣協力小学校児童投票で選ばれた動物愛護センターの愛称です。

移転に伴い、開館日、電話番号なども変更になりましたのでお知らせします。

所在地 中原区上平間1700番地8



電話番号 044-589-7137

ファクス 044-589-7138

開館日 日曜日～木曜日

休館日 金・土・祝日

12月29日～1月3日

※日曜日が祝日のときは開館します。

交通案内

電車 JR南武線「鹿島田」駅 徒歩11分

バス 東急バス「鹿島田」バス停 徒歩6分

市バス「平間小学校前」バス停 徒歩4分

「ANIMAMALLかわさき」ってどんなところ？

迷子の犬や道端で負傷している犬・猫などを保護・収容して返還・譲渡を行い、動物を飼うことの責任やいのちの大切さについて情報発信をしています。

1階：適正飼養などについて学ぶ適正飼養啓発室や、地域猫の不妊去勢手術を行う野良猫手術室などがあります。

2階：個体ごとに飼養できる犬舎や、学習コーナーなどがあります。

3階：猫の成長段階に合わせて飼養できる部屋や猫の行動を観察できる部屋、研修室などがあります。



完成記念式典・内覧会のご報告

2月3日に、「ANIMAMALLかわさき」の完成記念式典および内覧会を開催しました。式典は、3階のヒルズ研修室で行い、ご招待者を含め約70名の関係者が出席しました。施設や事業の紹介の他、愛称考案者の表彰を行いました。

川崎市動物愛護センター「ANIMAMALLかわさき」完成記念式典



写真：愛称考案者の橋本隆之介さん(右側)「動物を守る」と「動物のためのしぜつ」を組み合わせて考案してくれました。「自分はアレルギーと喘息があり家で動物を飼えないが、動物を守って欲しい」と話してくれました。



写真：施設内覧会の様子ボランティアや近隣住民の皆さまをはじめとする200名以上の方が来場し、新しい施設の内部を見学しました。写真は、収容動物のための手術室を見学する様子です。

施設のご紹介 ヒルズ研修室

「ANIMAMALLかわさき」では、施設の更なる魅力向上と市有財産の有効活用を目的に、諸室へのネーミングライツパートナーを募集しました。式典を行ったヒルズ研修室は、定員100人の研修室で、ネーミングライツパートナーは、日本ヒルズ・コルゲート株式会社です。いのち・MIRA!教室や適正飼養講座などを実施します。



譲渡会のご案内

「ANIMAMALLかわさき」では、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。「ANIMAMALLかわさき」に収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお誘いあわせの上、お越しください。

場所 中原区上平間1700番地8

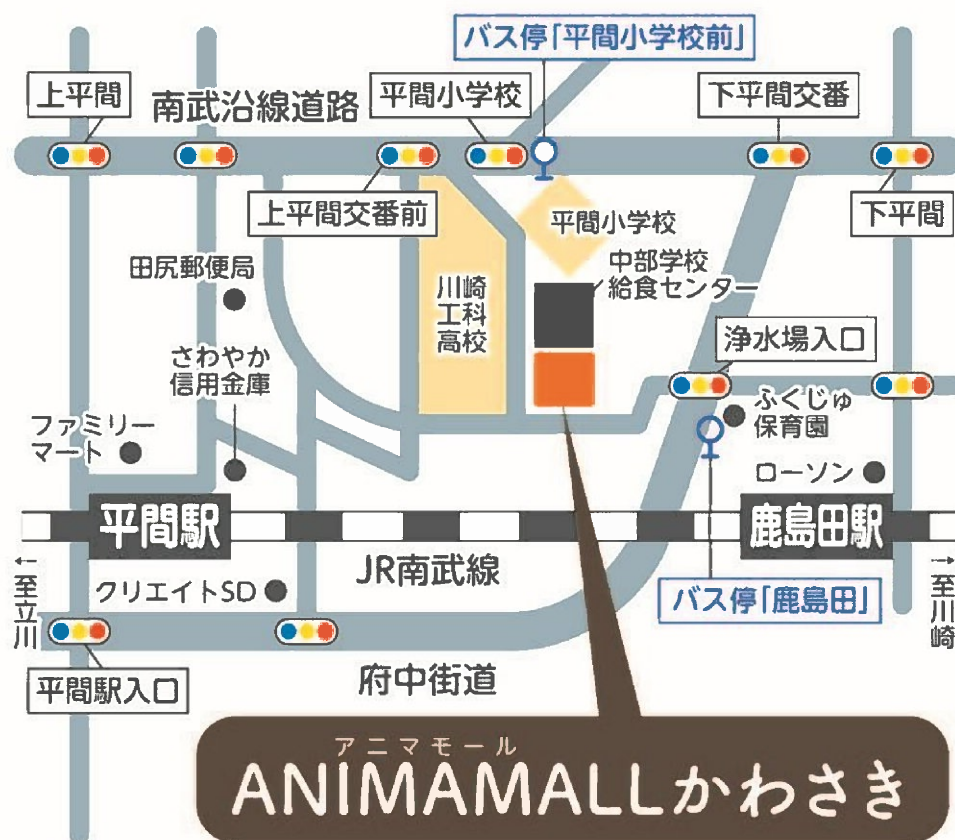
川崎市動物愛護センター「ANIMAMALLかわさき」

時間 14:00～16:00

今後の開催予定 3月17日(日)、4月21日(日)



案 内 図



7211-0013

川崎市中中原区上平間1700番地8

JR 南武線 平間駅から徒歩7分

JR 南武線 鹿島田駅から徒歩11分

川崎市バス 平間小学校前バス停から徒歩4分

東急バス 鹿島田バス停から徒歩6分

編集発行

川崎市健康福祉局保健所

動物愛護センター

川崎市中原区上平間 1700 番地8

電話 044(589) 7137

FAX 044(589) 7138

発行日 令和 3 年 2 月